



# 宮 崎 県 公 報

平成28年 3 月23日 (水曜日) 号外 第 11 号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 37,200 円

## 目 次

規 則	頁
○宮崎県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則…………… (会計課) 1	

## 規 則

宮崎県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 3 月23日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

### 宮崎県規則第23号

#### 宮崎県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則

第 1 条 宮崎県収入証紙条例施行規則 (昭和39年宮崎県規則第11号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(証紙の印刷) 第 6 条 知事は、証紙を印刷したときは証紙台帳 (様式第 1 号) に登記するものとする。	(証紙の印刷) 第 6 条 知事は、証紙を印刷したときは収入証紙台帳 (別記様式第 1 号) に登記するものとする。
(証紙の交付) 第 7 条 会計管理者は、証紙台帳に基づき証紙出納原簿 (様式第 2 号) に登記し、証紙取扱者の請求に基づき証紙を交付しなければならない。	(証紙の交付) 第 7 条 会計管理者は、収入証紙台帳に基づき収入証紙出納 (原簿 (別記様式第 2 号) に登記し、証紙取扱者の請求に基づき証紙を交付しなければならない。
(証紙による納付の方法) 第 8 条 証紙によって県税、使用料又は手数料を納付しようとする者は、その納付額に相当する額面の証紙を申告書、願書、申請書その他の書類 (以下「申告書等」という。) の所定欄 (所定欄の定めのない場合は適宜の場所) にはり付けて提出しなければならない。ただし、知事が特に指定した場合においては、証紙をはり付けずに提出するものとする。	(証紙による納付の方法) 第 8 条 証紙によって県税、使用料又は手数料を納付しようとする者は、その納付額に相当する額面の証紙を申告書、願書、申請書その他の書類 (以下「申告書等」という。) の所定欄 (所定欄の定めのない場合は適宜の場所) に貼り付けて提出しなければならない。ただし、知事が特に指定した場合においては、証紙を貼り付けずに提出するものとする。
2 前項ただし書の場合、部局又は出先機関の長は受理した証紙を所定の証紙ちょう付用紙にはり付けるものとする。	2 前項ただし書の場合、部局又は出先機関の長は、受理した証紙を所定の証紙貼付用紙に貼り付けるものとする。
3 証紙の購入が困難であるとき、その他特別の理由により申請書等に証紙を貼付しないで現金又は証券が提出されたときは、証紙の貼付の委託があったものとみなす。	3 証紙の購入が困難であるとき、その他特別の理由により申告書等に証紙を貼付しないで現金又は証券が提出されたときは、証紙の貼付の委託があったものとみなす。
(申告書等の受理) 第 8 条の 2 前条の規定により申告書等が提出されたときは、所定の様式に合致していること、添付書類が完備されていること、所定の納付額に相当する額の証紙がはり付けられていること等を確認した上でなければこれを受理してはならない。	(申告書等の受理) 第 8 条の 2 前条第 1 項の規定により申告書等が提出されたときは、所定の様式に合致していること、添付書類が完備されていること、所定の納付額に相当する額の証紙が貼り付けられていること等を確認した上でなければこれを受理してはならない。
(証紙の消印) 第 9 条 部局又は出先機関の長は、申告書等を受理したときは、その内容を審査し、合規のものに限り部局又は出先機関の長があらかじめ指定した職員自ら再度使用できないようにその紙面と証紙	(証紙の消印) 第 9 条 部局又は出先機関の長は、申告書等を受理したときは、その内容を審査し、合規のものに限り部局又は出先機関の長があらかじめ指定した職員が自ら再度使用できないようにその紙面と証紙

の彩紋にかけて消印(様式第3号)を明りに押さなければならない。

2 前項の規定により消印を押したときは、証紙収納簿(様式第4号)に所定事項を登記しなければならない。

(証紙売さばき人の指定基準等)

第10条 条例第5条第1項の規定による証紙売りさばき人の指定は、次の各号に掲げる者のうちからその申請により行なうものとする。

(1) [略]

(2) 農業協同組合法(昭和22年法律第132号)、水産業協同組合法(昭和23年法律第242号)、中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)又は森林法(昭和26年法律第249号)に基づく組合

(3) [略]

2 売りさばき人の指定を受けようとする者は、証紙売りさばき人指定申請書(様式第5号)を所轄の県税・総務事務所長又は西臼杵支庁長(以下「所長」という。)を經由して知事へ提出しなければならない。この場合にあって所長は、申請者の資力及び信用の程度を調査し、調査書によりその結果を知事に提出するものとする。

3 知事は、前項の規定により、証紙売りさばき人指定申請書を受理した場合は、その内容を審査し、証紙売りさばき人の指定をすべきと認めるときは、速やかに指定の決定をし、当該申請者に通知するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、知事は、売りさばき人の指定をしない。

(1)～(4) [略]

4 [略]

(売りさばき人の義務)

第11条 売りさばき人は、証紙売りさばき業務を誠実にこななければならない。

2 売りさばき人は、一般の需要をみたすに足る種類及び数量の証紙を常備して(特別売りさばき人は、この限りでない。)額面額で公平に売りさばかなければならない。

3 条例第5条第1項の規定により、売りさばき人の指定を受けた者は所轄の所長から表札(様式第6号)の交付を受け、これを売りさばきをする場所に掲げなければならない。ただし特別売りさばき人は、この限りでない。

4 売りさばき人は、証紙の買受けに使用する印影を印影届(様式第7号)により所轄の所長に届け出なければならない。

5 売りさばき人は、その氏名(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)又は売りさばき所の位置を変更したときは、速やかに所轄の所長を経て知事に届け出なければならない。

6 [略]

7 売りさばき人が次条第1項第2号に該当するときは相続人又は清算人が、同条3号に該当するときは後見人、保佐人又は破産管財人が当該事由の発生した日から14日以内に所轄の所長を経て知事に届け出なければならない。

8 売りさばき人が次条第1項第2号又は第3号に該当するときは届出人が、同条第1項第1号又は第2項により売りさばき人の指定を取り消されたときは売りさばき人が、売りさばき所の表札を速やかに所轄の所長に返納しなければならない。

紙の彩紋にかけて消印(別記様式第3号)を明瞭に押さなければならない。

2 前項の規定により消印を押したときは、証紙収納簿(別記様式第4号)に所定事項を登記しなければならない。

(売りさばき人の指定基準等)

第10条 条例第5条第1項の規定による売りさばき人の指定は、次の各号に掲げる者のうちからその申請により行なうものとする。

(1) [略]

(2) 農業協同組合法(昭和22年法律第132号)、水産業協同組合法(昭和23年法律第242号)、中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)又は森林組合法(昭和53年法律第36号)に基づく組合

(3) [略]

2 売りさばき人の指定を受けようとする者は、収入証紙売りさばき人指定申請書(別記様式第5号)を所轄の県税・総務事務所長又は西臼杵支庁長(以下「所長」という。)を經由して知事へ提出しなければならない。この場合において、所長は、申請者の資力及び信用の程度を調査し、調査書によりその結果を知事に提出するものとする。

3 知事は、前項の規定により収入証紙売りさばき人指定申請書を受理した場合は、その内容を審査し、売りさばき人の指定をすべきと認めるときは、速やかに指定の決定をし、当該申請者に通知するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、知事は、売りさばき人の指定をしない。

(1)～(4) [略]

4 [略]

(売りさばき人の義務)

第11条 売りさばき人は、証紙売りさばき業務を誠実にこななければならない。

2 売りさばき人は、一般の需要を満たすに足る種類及び数量の証紙を常備して額面額で公平に売りさばかなければならない。ただし、特別売りさばき人は、一般の需要を満たすに足る種類及び数量の証紙を常備しないことができる。

3 条例第5条第1項の規定により売りさばき人の指定を受けた者は、所轄の所長から表札(別記様式第6号)の交付を受け、これを売りさばきをする場所に掲げなければならない。ただし、特別売りさばき人は、この限りでない。

4 売りさばき人は、証紙の買受けに使用する印影を収入証紙売りさばき人印影届(別記様式第7号)により所轄の所長に届け出なければならない。

5 売りさばき人は、その氏名(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)又は売りさばき所の位置を変更したときは、速やかに所轄の所長を経て知事に届け出なければならない。

6 [略]

7 売りさばき人が次条第1項第2号に該当するときは相続人又は清算人が、同項第3号に該当するときは後見人、保佐人又は破産管財人が当該事由の発生した日から14日以内に所轄の所長を経て知事に届け出なければならない。

8 売りさばき人が次条第1項第2号又は第3号に該当するときは届出人が、同項第1号に該当するとき又は同条第2項の規定により売りさばき人の指定を取り消されたときは売りさばき人が、売りさばき所の表札を速やかに所轄の所長に返納しなければならない。

(売りさばき人の指定の取り消し)

第12条 知事は、次の各号のいづれかに該当するときは売りさばき人の指定を取り消すものとする。

- (1) 売りさばき人が知事に指定辞退を申出たとき。
- (2)～(4) [略]

2 [略]

(証紙の請求及び交付)

第13条 証紙取扱者は、証紙の交付を受けようとするときは、1ヶ月ごとにその所要枚数を見積り証紙交付請求書(様式第9号)を会計管理者に提出して請求しなければならない。ただし、特に必要があるときは、その都度請求することができる。

2 会計管理者は、前項の規定による請求を受けたときは、証紙交付通知書(様式第10号)に証紙を添えて交付するものとする。

(証紙交付の記帳)

第14条 会計管理者及び証紙取扱者は、証紙受払のつど、会計管理者にあっては、証紙出納原簿(様式第2号)及び証紙交付簿(様式第12号)に証紙取扱者にあっては、証紙出納簿(出納原簿様式準用)に登記しなければならない。

(証紙の売渡し)

第15条 売りさばき人は、証紙の売渡しを受けようとするときは、証紙代金払込書(様式第13号)により証紙代金を納付し、証紙売渡請求書(様式第13号の2)により所轄の所長に請求しなければならない。

2 [略]

(証紙売りさばき手数料)

第16条 [略]

2 売りさばき人は、証紙売りさばき手数料の交付を受けようとするときは、証紙売りさばき手数料交付請求書(様式第14号)を所轄の所長に提出しなければならない。

(証紙の買いもどし)

第17条 売りさばき人は、次に掲げる場合には、証紙買いもどし請求書(様式第15号)によりその残存する証紙の買いもどしを所轄の所長に請求することができる。

- (1) 証紙の売りさばきをやめたとき。
- (2) 証紙の売りさばきを取り消されたとき。

2 売りさばき人は、前項の規定により証紙の買いもどしを請求するときは、当該買いもどしを受ける証紙に係る証紙売りさばき手数料を所轄の所長に返納しなければならない。

3 前2項の規定は、第11条第7項の規定による届出人にも準用する。

(証紙の交換)

第18条 売りさばき人は、次に掲げる証紙がある場合は、証紙交換請求書(様式第16号)により証紙取扱者にその交換を請求することができる。ただし、第1号に該当する場合は証明を付さなければならない。

- (1)・(2) [略]

(証紙の返納)

第19条 証紙取扱者は、次に掲げる証紙がある場合は、すみやかに証紙返納書(様式第17号)により会計管理者に返納しなければならない。

- (1)・(2) [略]

(売りさばき人の指定の取消し)

第12条 知事は、次の各号のいづれかに該当するときは売りさばき人の指定を取り消すものとする。

- (1) 売りさばき人が知事に指定辞退を申し出たとき。
- (2)～(4) [略]

2 [略]

(証紙の請求及び交付)

第13条 証紙取扱者は、証紙の交付を受けようとするときは、1か月ごとにその所要枚数を見積もり、収入証紙交付請求・受領書(別記様式第9号)を会計管理者に提出して請求しなければならない。ただし、特に必要があるときは、その都度請求することができる。

2 会計管理者は、前項の規定による請求を受けたときは、収入証紙交付通知書(別記様式第10号)に証紙を添えて交付するものとする。

(証紙交付の記帳)

第14条 会計管理者及び証紙取扱者は、証紙受払の都度、会計管理者にあっては収入証紙出納(原)簿及び収入証紙交付簿(別記様式第12号)に、証紙取扱者にあっては収入証紙出納簿(収入証紙出納(原)簿様式を準用すること。)に登記しなければならない。

(証紙の売渡し)

第15条 売りさばき人は、証紙の売渡しを受けようとするときは、証紙代金払込書(別記様式第13号)により証紙代金を納付し、収入証紙売渡請求書(別記様式第13号の2)により所轄の所長に請求しなければならない。

2 [略]

(証紙売りさばき手数料)

第16条 [略]

2 売りさばき人は、証紙売りさばき手数料の交付を受けようとするときは、収入証紙売りさばき手数料交付請求書(別記様式第14号)を所轄の所長に提出しなければならない。

(証紙の買戻し)

第17条 売りさばき人は、次に掲げる場合には、収入証紙買戻し請求書(別記様式第15号)によりその残存する証紙の買戻しを所轄の所長に請求することができる。

- (1) 証紙の売りさばき業務を廃止したとき。
- (2) 証紙の売りさばき指定を取り消されたとき。

2 売りさばき人は、前項の規定により証紙の買戻しを請求するときは、当該買戻しを受ける証紙に係る証紙売りさばき手数料を所轄の所長に返納しなければならない。

3 前2項の規定は、第11条第7項の規定による届出人に準用する。

(証紙の交換)

第18条 売りさばき人は、次に掲げる証紙がある場合は、収入証紙交換請求書(別記様式第16号)により証紙取扱者にその交換を請求することができる。ただし、第1号に該当する場合は、証明を付さなければならない。

- (1)・(2) [略]

(証紙の返納)

第19条 証紙取扱者は、次に掲げる証紙がある場合は、速やかに収入証紙返納書(別記様式第17号)により会計管理者に返納しなければならない。

- (1)・(2) [略]

2 会計管理者は前項による証紙の返納を受けたときは、証紙取扱者に受領書（様式第18号）を交付しなければならない。

（無効証紙のき却）

第20条 前条第1項の規定により返納を受けた無効証紙は、会計管理者がき却するものとする。

（報告）

第21条 証紙取扱者は、証紙の毎月分の受払の状況について、証紙受払計算書（様式第19号）を作成し、翌月15日までに会計管理者に提出しなければならない。

2 会計管理者は、前項の規定による証紙受払計算書に基づき集計表（様式第20号）を作成して、その状況を知事に報告しなければならない。

3 部局及び出先機関の長は、四半期ごとに、第9条第2項の証紙収納簿に基づき、科目別に別葉とした証紙収納実績報告書（様式第21号）を作成し、当該四半期経過後15日以内に会計管理者に提出しなければならない。

4 部局及び出先機関の長は、毎年度の証紙収納の実績を決算し、決算報告書（様式第22号）を作成し、翌会計年度の5月15日までに会計管理者に提出しなければならない。

（その他）

第22条 この規則で取り扱う収入証紙の出納その他会計事務については、この規則に定めるもののほか、財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）の定めるところによる。

別表第1（第3条関係）

1 [略]

2 使用料及び手数料徴収条例（平成12年宮崎県条例第9号）に基づく使用料又は手数料のうち、次に掲げるもの  
 (1)～(158) [略]  
(159) 歯科技工士国家試験合格証明書交付手数料  
(160)～(562) [略]

3 [略]

4 警察関係使用料及び手数料徴収条例（平成12年宮崎県条例第40号）に基づく使用料又は手数料のうち、次に掲げるもの  
 (1)～(39) [略]

(40)～(105) [略]

5～7 [略]

様式第13号の2（第15条関係）

[略]

[略]			
合計		手数料 $\frac{3.15}{100}$	円
[略]			

様式第14号（第16条関係）

[略]

ただし、下記の通り

[略]

年 月 日購入に係る収入証紙 枚購入金額  
 円也に対する  $\frac{3.15}{100}$  の売りさばき手数料相当額上記のとおり交付して下さるよう請求します。

[略]

様式第15号（第17条関係）

収入証紙買もどし請求書	
[略]	

2 会計管理者は、前項の規定による証紙の返納を受けたときは、証紙取扱者に収入証紙返納受領証（別記様式第18号）を交付しなければならない。

（証紙の棄却）

第20条 前条第1項の規定により返納を受けた証紙は、会計管理者が棄却するものとする。

（報告）

第21条 証紙取扱者は、証紙の毎月分の受払の状況について、収入証紙受払計算書（別記様式第19号）を作成し、翌月15日までに会計管理者に提出しなければならない。

2 会計管理者は、前項の規定による収入証紙受払計算書に基づき収入証紙受払集計表（別記様式第20号）を作成して、その状況を知事に報告しなければならない。

3 部局及び出先機関の長は、四半期ごとに、第9条第2項の証紙収納簿に基づき、科目別に別葉とした証紙収納実績報告書（別記様式第21号）を作成し、当該四半期経過後15日以内に会計管理者に提出しなければならない。

4 部局及び出先機関の長は、毎年度の証紙収納の実績を決算し、証紙収納決算報告書（別記様式第22号）を作成し、翌会計年度の5月15日までに会計管理者に提出しなければならない。

（その他）

第22条 この規則で取り扱う収入証紙の出納その他会計事務については、この規則に定めるもののほか、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）の定めるところによる。

別表第1（第3条関係）

1 [略]

2 使用料及び手数料徴収条例（平成12年宮崎県条例第9号）に基づく使用料又は手数料のうち、次に掲げるもの  
 (1)～(158) [略]  
(159)～(561) [略]

3 [略]

4 警察関係使用料及び手数料徴収条例（平成12年宮崎県条例第40号）に基づく使用料又は手数料のうち、次に掲げるもの  
 (1)～(39) [略]

(40) 特定遊興飲食店営業許可申請手数料

(41)～(106) [略]

5～7 [略]

様式第13号の2（第15条関係）

[略]

[略]			
合計		手数料 $\frac{3.24}{100}$	円
[略]			

様式第14号（第16条関係）

[略]

ただし、下記のとおり

[略]

年 月 日購入に係る収入証紙 枚購入金額  
 円也に対する  $\frac{3.24}{100}$  の売りさばき手数料相当額を上記のとおり交付して下さるよう請求します。

[略]

様式第15号（第17条関係）

収入証紙買戻し請求書	
[略]	

宮崎県収入証紙売りさばき業務を廃止しましたので、上記の収入証紙を買いもどしくださるよう証紙を添えて請求します。

[略]

宮崎県知事 殿

[略]

- 注 1 歳入払戻しの手続きをとること。  
2 証紙出納原簿(様式第2号)の「払出」の欄に朱書き、証紙の戻入をなすこと。

宮崎県収入証紙売りさばき業務を廃止しましたので、上記の収入証紙を買い戻しくださるよう証紙を添えて請求します。

[略]

〇〇県税・総務事務所長 殿  
西 臼 杵 支 庁 長

[略]

- 注 1 歳入払戻しの手続きをとること。  
2 収入証紙出納(原)簿(別記様式第2号)の「払出」の欄に朱書き、証紙の戻入をなすこと。

第2条 宮崎県収入証紙条例施行規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>別表第1(第3条関係)</p> <p>1 [略]</p> <p>2 使用料及び手数料徴収条例(平成12年宮崎県条例第9号)に基づく使用料又は手数料のうち、次に掲げるもの(1)~(5) [略]</p> <p>(6)~(196) [略]</p> <p>(197) 主任介護支援専門員フォローアップ研修手数料</p> <p>(198)~(231) [略]</p> <p>(232)~(395) [略]</p> <p>(396)~(560) [略]</p> <p>(561) [略]</p> <p>3~7 [略]</p>	<p>別表第1(第3条関係)</p> <p>1 [略]</p> <p>2 使用料及び手数料徴収条例(平成12年宮崎県条例第9号)に基づく使用料又は手数料のうち、次に掲げるもの(1)~(5) [略]</p> <p>(6) 審査請求等に係る書面の写し等の交付手数料</p> <p>(7) 不服申立てに係る書面の写し等の交付手数料</p> <p>(8)~(198) [略]</p> <p>(199) 略痰吸引等業務の事業者登録手数料</p> <p>(200)~(233) [略]</p> <p>(234) 抑留に係る犬の飼養管理及び返還手数料</p> <p>(235)~(398) [略]</p> <p>(399) 農産物登録検査機関登録手数料</p> <p>(400) 農産物登録検査機関登録更新手数料</p> <p>(401) 農産物登録検査機関変更登録手数料</p> <p>(402)~(566) [略]</p> <p>(567) 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料</p> <p>(568) 建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料</p> <p>(569) 建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料</p> <p>(570) [略]</p> <p>3~7 [略]</p>

第3条 宮崎県収入証紙条例施行規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>別表第1(第3条関係)</p> <p>1~3 [略]</p> <p>4 警察関係使用料及び手数料徴収条例(平成12年宮崎県条例第40号)に基づく使用料又は手数料のうち、次に掲げるもの(1)~(40) [略]</p> <p>(41)~(106) [略]</p> <p>5~7 [略]</p>	<p>別表第1(第3条関係)</p> <p>1~3 [略]</p> <p>4 警察関係使用料及び手数料徴収条例(平成12年宮崎県条例第40号)に基づく使用料又は手数料のうち、次に掲げるもの(1)~(40) [略]</p> <p>(41) 特定遊興飲食店営業許可証再交付手数料</p> <p>(42) 特定遊興飲食店営業相続承認申請手数料</p> <p>(43) 特定遊興飲食店営業法人合併承認申請手数料</p> <p>(44) 特定遊興飲食店営業法人分割承認申請手数料</p> <p>(45) 特定遊興飲食店営業所構造又は設備変更承認申請手数料</p> <p>(46) 特定遊興飲食店営業許可証書換え手数料</p> <p>(47) 特例特定遊興飲食店営業者認定申請手数料</p> <p>(48) 特例特定遊興飲食店営業者認定証再交付手数料</p> <p>(49) 特定遊興飲食店営業所管理者講習手数料</p> <p>(50)~(115) [略]</p> <p>5~7 [略]</p>

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は平成28年 4 月 1 日から、第 3 条の規定は同年 6 月23日から施行する。

（用紙に関する経過措置）

2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の宮崎県収入証紙条例施行規則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。